	1.3　荷重	強度計算に使用する荷重を、強度計算の基準等により確認する。	構造規格第８条から第10条までの規定に適合していること。
	1.4　強度	⑴　強度計算時の荷重の組合せによる応力と許容応力の関係を、強度計算の基準等により確認する。 ⑵　各強度計算の結果を、強度計算の基準等により確認する。	構造規格第11条から第14条までの規定に適合していること。
	1.5　安定度	安定度の計算結果を、強度計算の基準等により確認する。	構造規格第15条の規定に適合していること。
	1.6　控え	ケーブルクレーンの控えの仕様について、組立図等により確認する。	構造規格第16条の規定に適合していること。
2　機械部分	2.1　ブレーキ	ブレーキの仕様について、組立図等により確認する。	構造規格第17条から第19条までの規定に適合していること。
	2.2　ドラム等	ドラム等の仕様について、組立図等により確認する。	構造規格第20条から第23条までの規定に適合していること。
	2.3　安全装置等	安全装置等の仕様について、組立図等により確認する。	構造規格第24条から第33条の２までの規定に適合していること。
	2.4　電気機器等	電気機器等の仕様について、組立図等により確認する。	構造規格第34条から第38条までの規定に適合していること。
3　附属部分	3.1　緩衝装置等	緩衝装置等の仕様について、組立図等により確認する。	構造規格第39条及び第40条の規定に適合していること。
	3.2　逸走防止装置等	逸走防止装置等の強度について、強度計算の基準等により確認する。	構造規格第41条及び第42条の規定に適合していること。
	3.3　歩道等	歩道等の仕様について、組立図等により確認する。	構造規格第43条から第46条までの規定に適合していること。
	3.4　運転室及び運転台	運転室及び運転台の仕様について、組立図等により確認する。	構造規格第47条から第49条までの規定に適合していること。
4　加工		溶接、穴あけ、緩み止め等について、組立図等により確認する。	構造規格第50条から第53条までの規定に適合していること。
5　ワイヤロープ等		ワイヤロープ等の仕様について、組立図等により確認する。	構造規格第54条から第55条の２までの規定に適合していること。
6　雑則		表示銘板について、組立図等により確認する。	構造規格第56条の規定に適合していること。
備考		構造規格第57条の規定による適用除外の認定を受けたクレーンについては、適用しないこととされた規定に関する審査の実施に代えて、適用除外の認定に当たって付された条件に適合していることを確認する。	

別表第４　令第12条第１項第４号に定める移動式クレーンの設計審査の方法

審査項目		審　査　の　方　法	判　定　基　準
1　構造部分等	1.1　材料	⑴　使用する材料名を、組立図等により確認する。 ⑵　強度計算に使用する定数を、強度計算の基準等により確認する。	移動式クレーン構造規格（平成７年労働省告示第135号。以下この表において「構造規格」という。）第１条及び第２条の規定に適合していること。
	1.2　構造部分の基準	構造部分の基準について、強度計算の基準等により確認する。	構造規格第２条の２の規定に適合していること。
	1.3　許容応力設計法	⑴　許容応力設計法を使用する場合において、強度計算に使用する許容応力を、強度計算の基準等により確認する。 ⑵　許容応力設計法を使用する場合において、強度計算に使用する荷重を、強度計算の基準等により確認する。 ⑶　許容応力設計法を使用する場合において、強度計算時の荷重の組合せによる応力と許容応力の関係及び各強度計算の結果を、強度計算の基準等により確認する。	許容応力設計法を使用する場合において、構造規格第３条から第10条までの規定に適合していること。
	1.4　限界状態設計法	⑴　限界状態設計法を使用する場合において、強度計算に使用する設計限界応力を、強度計算の基準等により確認する。 ⑵　限界状態設計法を使用する場合において、強度計算に使用する荷重を、強度計算の基準等により確認する。 ⑶　限界状態設計法を使用する場合において、強度計算時の荷重の組合せによる応力と設計限界応力の関係及び各強度計算の結果を、強度計算の基準等により確認する。	限界状態設計法を使用する場合において、構造規格第10条の２から第10条の８までの規定に適合していること。
	1.5　安全性等	⑴　疲れ強さに対する安全性を、強度計算の基準等により確認する。 ⑵　剛性の保持を、強度計算の基準等により確認する。	構造規格第11条及び第12条の規定に適合していること。
		⑶　安定度について、強度計算の基準等により確認する。	構造規格第13条から第16条までの規定に適合していること。
2　機械部分	2.1　ブレーキ等	ブレーキ等の仕様について、組立図等により確認する。	構造規格第17条から第19条までの規定に適合していること。
	2.2　ドラム等	ドラム等の仕様について、組立図等により確認する。	構造規格第20条から第23条までの規定に適合していること。
	2.3　安全装置等	安全装置等の仕様について、組立図等により確認する。	構造規格第24条から第34条までの規定に適合していること。
	2.4　操作部分等	⑴　操作部分及び運転室の仕様について、組立図等により確認する。 ⑵　伸縮装置の仕様について、組立図等により確認する。	構造規格第35条から第37条までの規定に適合していること。